山北町土地開発公社について

土地開発公社とは「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、地方公共団体の出資により設立された団体です。

山北町では企画政策課内に事務局を置き、各課からの依頼により町に代わって必要な 用地を取得するとともに、公社の自主事業として平山工業団地などの造成・分譲も行っ ています。

また、事業内容や経営状況は、毎年、町議会に報告するなど透明で健全な経営に努めています。

〇公社の概要

名 称 山北町土地開発公社

所在地 〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301 番地 4 (山北町企画政策課内)

Tel 0465 - 75 - 3651

設立 昭和49年4月1日

法人格 公有地の拡大の推進に関する法律により山北町が設立した特別法人

基本財産 1,000 千円

〇公社の目的

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第17条の規定に基づき、 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と 町民福祉の増進に寄与することを目的としています。

〇公社の業務

- 1. 公社は前述の目的を達成するため次の業務を行います。
- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと
- イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
- ロ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- (2)住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業団地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2. 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務も行います。

- (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係わるものに限る)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

〇役員の状況

理事長 1名(副町長)

副理事長 1名(役場内の課長等から町長が選任)

理事 8名 "

監事 2名 "